

令和５年度 第１回近江八幡市公共下水道事業審議会 次第

日時 令和５年１２月１３日(水) １４時～

場所 近江八幡市水道事業所 ３階 AB 会議室

１．開 会

２．市長挨拶

３．委嘱状交付

４．自己紹介

５．会長、副会長の選出

６．議 事

（１）報告

①下水道事業の概要について 【資料１】

②建設事業等進捗について 【資料２】

③令和４年度決算・令和５年度予算について 【資料３】

④経営戦略について 【資料４】

７．その他

８．閉 会

近江八幡市公共下水道事業審議会委員

令和 5 年 12 月～令和 7 年 11 月

(敬称略)

根拠規定	区 分	氏 名	役 職
第 1 号	学識経験者	にしたに じゅんぺい 西谷 順平	立命館大学経営学部教授
		たにがみ あ き 谷上 亜紀	滋賀大学経済学部教授
		やました あきと 山下 彰人	元 水道事業所次長 兼 上水道課長 下水道課長
第 2 号	受益者代表	きたがわ よしひこ 北川 良彦	市民代表
		おぐら え み こ 小椋 恵美子	市民代表
		いのうえ さちこ 井上 幸子	市民代表
第 3 号	その他管理者が 必要と認める者	ふくい こうぞう 福井 幸三	(市連合自治会選出) 市連合自治会幹事 ※R5.4.1～役員改選により前任 の残任期間
		うめむら たかお 梅村 孝男	(管工事協同組合選出) 管工事協同組合理事長
		いせき み な こ 伊関 美奈子	(滋賀県下水道課選出) 滋賀県下水道課 主幹

※色付枠は新任委員

○近江八幡市公共下水道事業審議会条例

平成22年7月31日

条例第236号

改正 平成28年12月20日条例第58号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、近江八幡市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、下水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)の諮問に応じ近江八幡市公共下水道事業に関する事項のうち、次に掲げる事項について総合的に調査及び審議するものとする。

- (1) 公共下水道使用料に関すること。
- (2) 公共下水道事業経営計画に関すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

(平28条例58・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 受益者代表
- (3) その他管理者が必要と認める者

(平28条例58・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会には会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、下水道主管課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

付 則 (平成28年条例第58号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

下水道事業概要

下水道事業の沿革

近江八幡市の下水道事業は昭和 48 年の公共下水道基本計画（7 処理分区、処理区域面積 1,427ha）で流域下水道との接続投入点を計画し、昭和 61 年 4 月に供用を開始しました。

沖島においては、昭和 53 年度に下水道法による特定環境保全公共下水道事業の認可を受け単独下水道事業の整備に着手し、昭和 57 年度に供用を開始しました。

その後、急激な人口増加や都市開発及びリゾートネックレス構想などの流れを受け、処理区域面積の拡大や処理分区の細分化による投入点の増設など事業計画変更を重ね、現在令和 3 年の事業計画で、流域下水道関連公共下水道事業は 36 処理分区、全体計画面積 2,529ha（事業計画面積 1,743.3ha）、排水事業は 40 排水区、全体計画 2,068.7ha、（事業計画面積 520.2ha）としています。

また、農業用水の水質保全及び農村生活環境の改善を目的に、農業集落排水事業を 2 地区で実施しており、大中西部地区では平成 2 年度に事業採択を受け、平成 5 年度より供用を開始、佐波江地区では、平成 7 年度に事業採択を受け、平成 11 年に供用を開始しています。

表 1. 令和 4 年度末 近江八幡市下水道事業の主要諸元等

項目	流域関連公共下水道事業			単独特環	合計
	公共	特環	小計	沖島	
整備済面積（h a）	1,313.8	233.8	1,547.6	8.7	1,556.3
処理区域面積（h a）	1,313.8	233.8	1,547.6	8.7	1,556.3
行政区域内人口（人）			81,434	235	81,669
処理区域内人口（人）	61,015	7,000	68,015	235	68,250
処理区域内水洗化人口（人）	55,892	5,499	61,391	235	61,626
処理区域内世帯数（世帯）	26,426	2,688	29,114	127	29,241
処理区域内水洗化世帯数（世帯）	24,214	2,099	26,313	127	26,440
整備済管渠延長（k m）	301.4	59.7	361.1	3.9	365.0
供用済管渠延長（k m）	301.4	59.7	361.1	3.9	365.0
普及率（％）			83.5		83.5
水洗率（人口）（％）	91.6	78.6	90.3	100.0	90.3
水洗化率（世帯）（％）	91.6	78.6	90.4	100.0	90.4
供用化率（管渠）（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

下水道施設概要

事業概要

名 称 近江八幡市沖島浄化センター
所在地 滋賀県近江八幡市沖島町焼山
工 期 管 工 昭和55年11月
竣 工 昭和57年 6 月
(改築工事 平成 4 年度)

(曝気機の改修)

事業費 678,000 千円

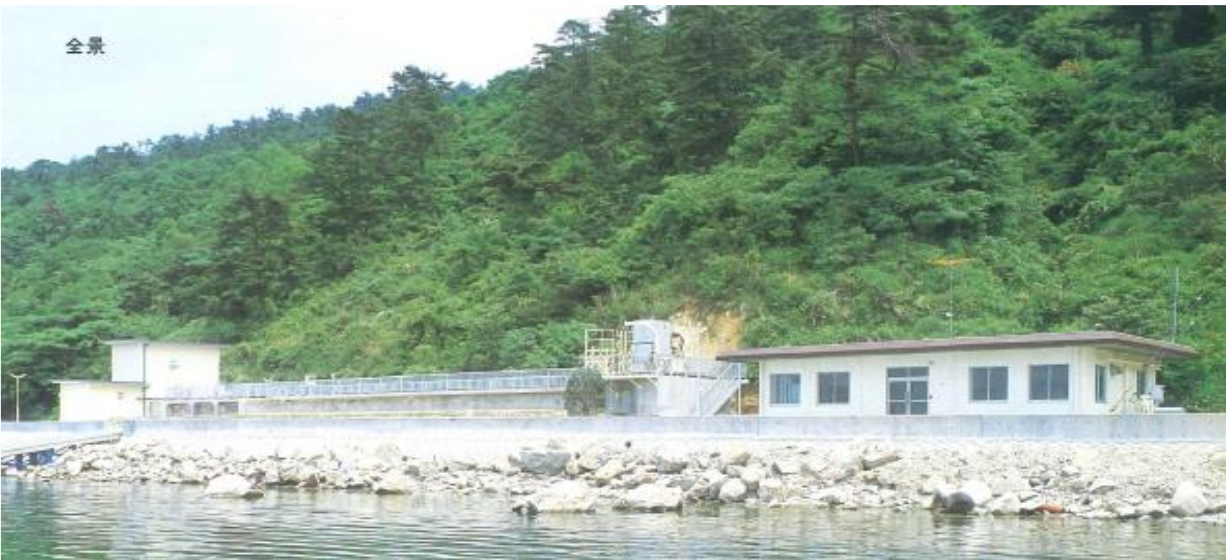
●水質

注) 放流水質は、「滋賀県排水処理場の定常運転の防止に関する条例」に準ずる。

項目	単位	全体計画		今回計画		備 考
		流 入	放 流	流 入	放 流	
BOD	mg/l	195	20	280	20	
SS	mg/l	180	20	250	20	
COD	mg/l	90	20	140	20	
T-N	mg/l	30	20	55	20	日経水質 10mg/l
T-P	mg/l	3	0.5	4.5	0.5	

●計画概要

項 目	全 体 計 画	今 回 計 画
敷地面積	20.6アール	
計画処理面積	8.7ヘクタール	
計画処理人口	1,010人	940人
排除方式	分 流 式	
処理方式	オキシデーションディッチ	
処理水量(日最大)	420m ³ /日	210m ³ /日
総事業費	—————	775,880,000円
処理場事業費	—————	427,880,000円
供用開始	—————	昭和57年 7 月
機幹的施設改築	—————	平成 4 年度



事業概要

事業名 農業集落排水事業
地区名 大中西部地区
処理区域 近江八幡市大中町
計画人口 330人
事業年度 平成2年度～平成5年度
総事業費 448,000千円

処理方式 流量調整、嫌気性濾床及び接触ばっ気方式

処理人口 330人（JARUSM型）

処理水量 日平均処理汚水量89.1㎥/日

処理水質

（単位：ppm）

水 質	BOD	SS	COD	T-N	T-P
流入水質	200	200	100	43	6
放流水質	20	50	20	20	5
除去率%	90	75	80	53	16



事業概要

事業名	農業集落排水事業
地区名	佐波江地区
処理区域	近江八幡市佐波江町、野村町野ヶ崎、中主町野田の一部
事業年度	平成7年度～平成10年度
総事業費	782,000千円
処理方式	塩化第二鉄液注入間欠流入間欠ばっ気方式
処理人口	510人
処理水量	日平均処理汚水量138m ³ /日
処理水質	(単位:mg/l)

水質	BOD	SS	COD	T-N	T-P
流入水質	200	200	100	43	5
放流水質	10	15	15	10	1
除去率%	95	92.5	85	76.7	80





図 1. 近江八幡市下水道事業概要

布設年度と管路延長

施設面では、下水道事業が昭和 50 年代から着手しましたので、古い管路でも 40 年あまりの経過であり、下水道管の耐用年数が従来 50 年と言われていましたが、近年での調査研究により 1.5 倍の 75 年と考えられており老朽化の問題はありませんが課題としては、集中浄化槽区域からの公共下水道への切り替え地域において、接続と比例して地下水・雨水の浸入による不明水が増加しています。不明水対策の取り組みを進めると共に、今後到来する更新需要への備えが必要と考えています。一方、マンホールポンプの機械設備やマンホール蓋の耐用年数は 15 年程度と言われており施設の点検調査と、老朽化状況に合わせて更新又は長寿命化対策の検討が喫緊の課題となっており、平成 31 年に下水道管路及びマンホールポンプのストックマネジメント計画、令和 2 年に沖島処理場のストックマネジメント計画、令和 3 年に農業集落排水管路及び処理場のストックマネジメント計画の策定を行っており、これらの計画に基づき、計画的に長寿命化対策に取り組んでいきます。

表 2. 令和 4 年度末 公共下水道事業管路延長調書

R4年度末管路延長（単位m 整数）								
コンクリート管	陶管	塩ビ管	Zパイプ	FRPM管	ダクタイル 鋳鉄管	更生管	雨水開きよ	その他
38,398	0	296,899	0	0	0	5,293	38,972	24,740

表 3. 令和 4 年度末 公共下水道事業施設調書

R4年度末時点施設調書（基）	
マンホール（流域関連公共下水道）	13,227
マンホール（沖島）	209
マンホールポンプ	82

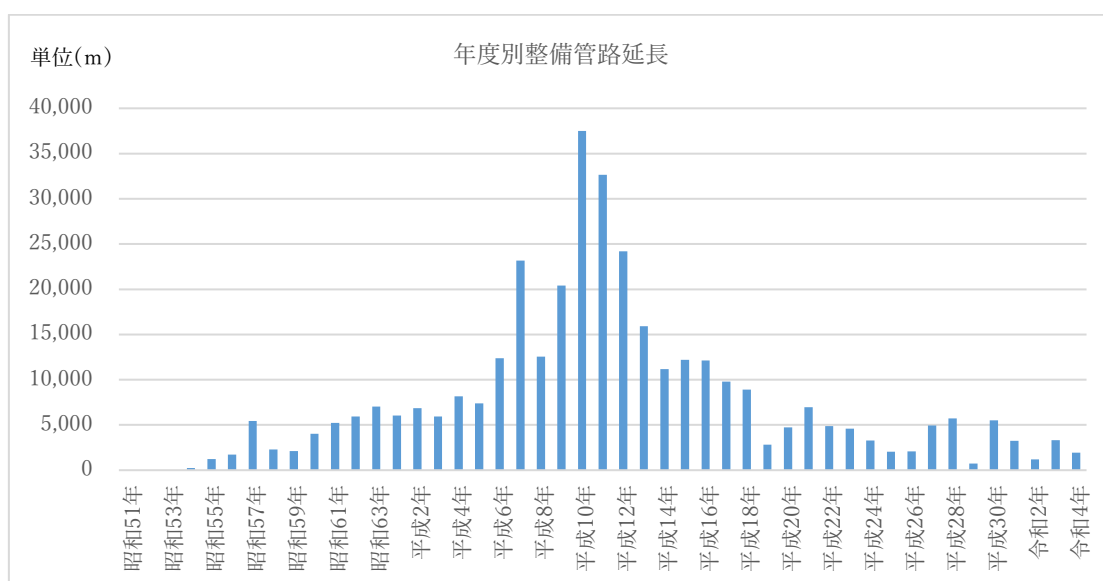


図2. 令和4年度末 公共下水事業年度別整備管路延長

表4. 農業集落排水事業管路延長調書

施設名	管路延長 (単位m)	
大中西部地区 農業集落排水処理施設	塩ビ管	1,581.80
佐波江地区 農業集落排水処理施設	塩ビ管	5,380.80

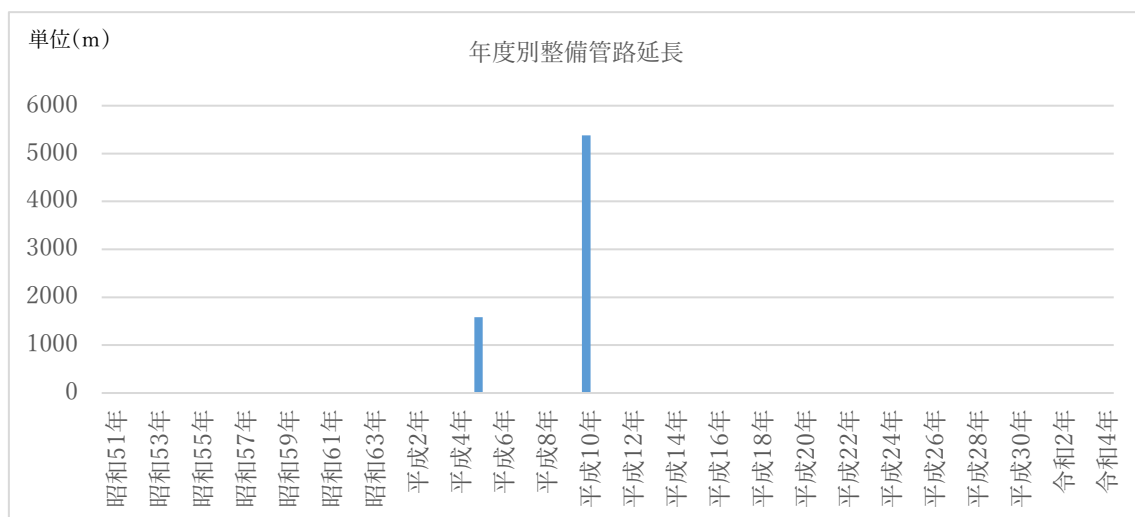
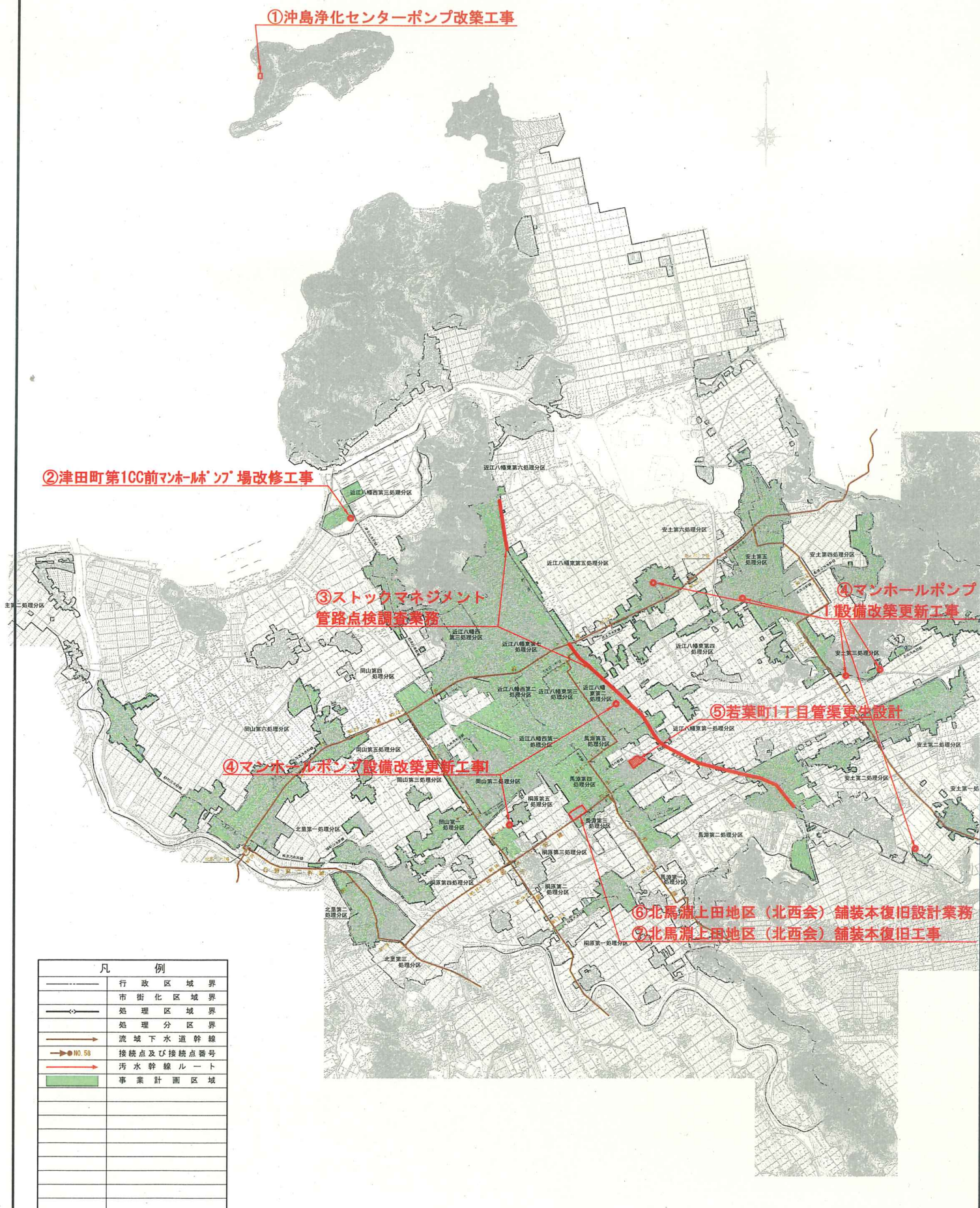


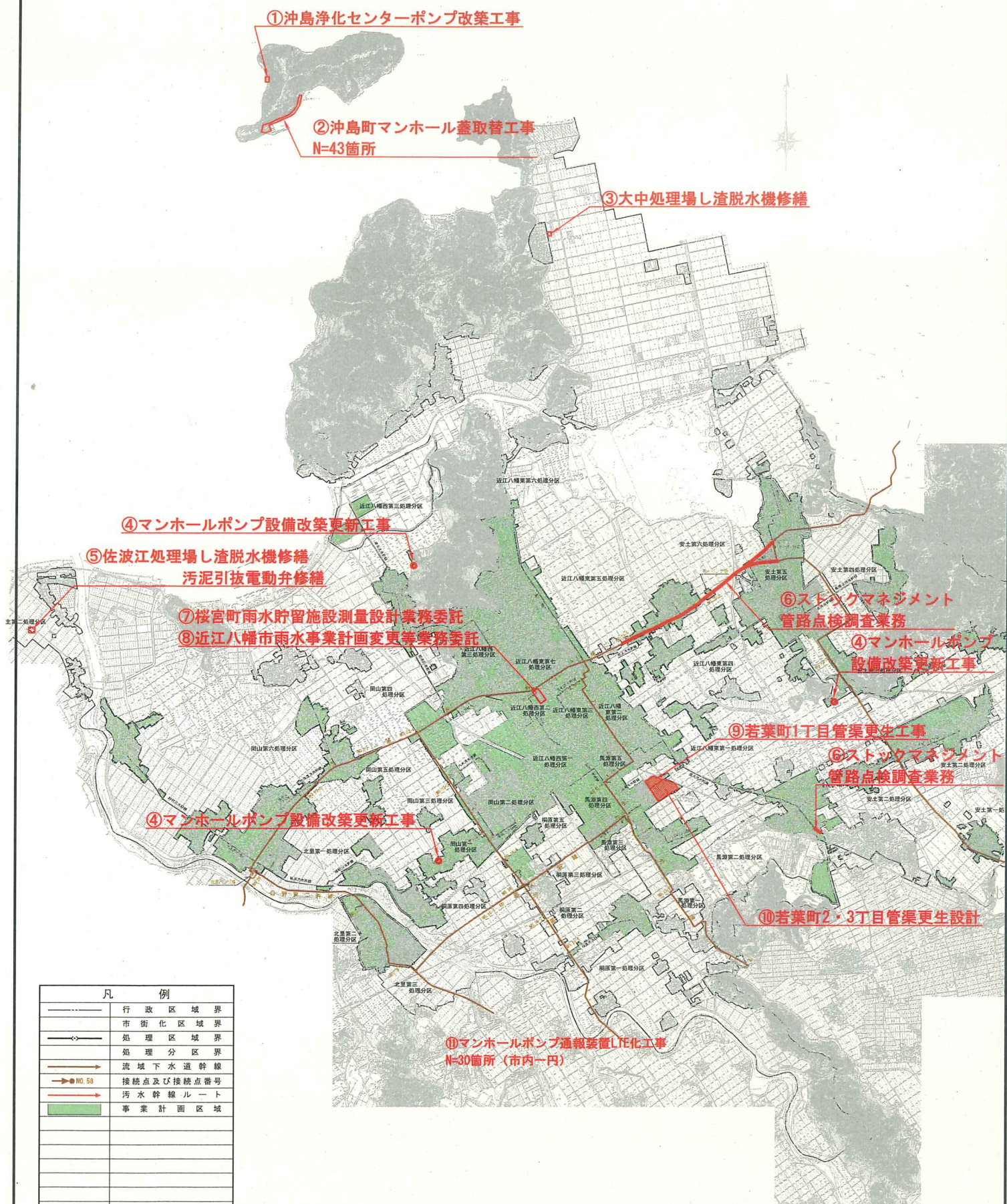
図3. 農業集落排水事業年度別整備管路延長

令和4年度 事業箇所図

NOSCALE



NOSCALE



【収益的収入】

単位:千円(税抜)

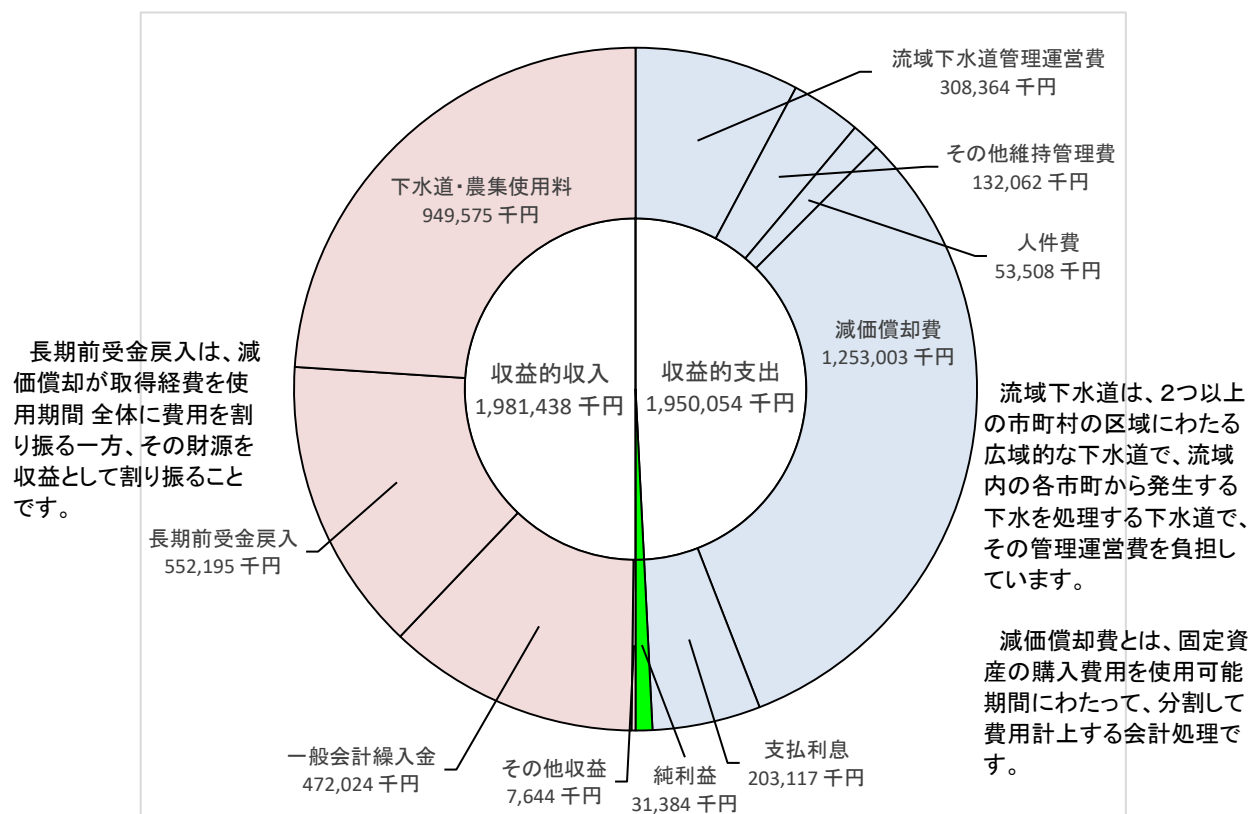
	令和3年度		令和4年度		比較増減	対前年度比
	金額	構成比	金額	構成比		
下水道使用料	935,944	45.9%	942,033	47.5%	6,089	100.7%
農業集落排水使用料	7,593	0.4%	7,542	0.4%	△ 51	99.3%
一般会計繰入金	490,975	24.1%	472,024	23.8%	△ 18,951	96.1%
他会計負担金	88,840	4.4%	90,909	4.6%	2,069	102.3%
他会計補助金	402,135	19.7%	381,115	19.2%	△ 21,020	94.8%
長期前受金戻入	542,733	26.6%	552,195	27.9%	9,462	101.7%
その他収益	8,441	0.4%	7,644	0.4%	△ 797	90.6%
その他営業収益	1,115	0.1%	1,526	0.1%	411	136.9%
受取利息及び配当金	38	0.0%	33	0.0%	△ 5	86.8%
県補助金	886	0.0%	819	0.0%	△ 67	92.4%
雑収益	6,402	0.3%	5,266	0.3%	△ 1,136	82.3%
過年度流域下水道負担金返還金	51,344	2.5%	0	0.0%	△ 51,344	皆増
合計	2,037,030	100.0%	1,981,438	100.0%	△ 55,592	97.3%

【収益的支出】

単位:千円(税抜)

	令和3年度		令和4年度		比較増減	対前年度比
	金額	構成比	金額	構成比		
人件費	57,691	2.9%	53,508	2.7%	△ 4,183	92.7%
流域下水道管理運営費	314,945	16.0%	308,364	15.8%	△ 6,581	97.9%
その他維持管理費	116,859	6.0%	132,062	6.8%	15,203	113.0%
動力費	3,499	0.2%	3,393	0.2%	△ 106	97.0%
修繕費	3,777	0.2%	5,833	0.3%	2,056	154.4%
受託工事費	220	0.0%	530	0.0%	310	240.9%
その他	109,363	5.6%	122,306	6.3%	12,943	111.8%
企業債利息	232,214	11.8%	203,117	10.4%	△ 29,097	87.5%
減価償却費	1,241,622	63.2%	1,253,003	64.3%	11,381	100.9%
合計	1,963,331	100.0%	1,950,054	100.0%	△ 13,277	99.3%

純利益	73,699		31,384		△ 42,315	42.6%
-----	--------	--	--------	--	----------	-------



【資本的収入】

単位:千円(税込)

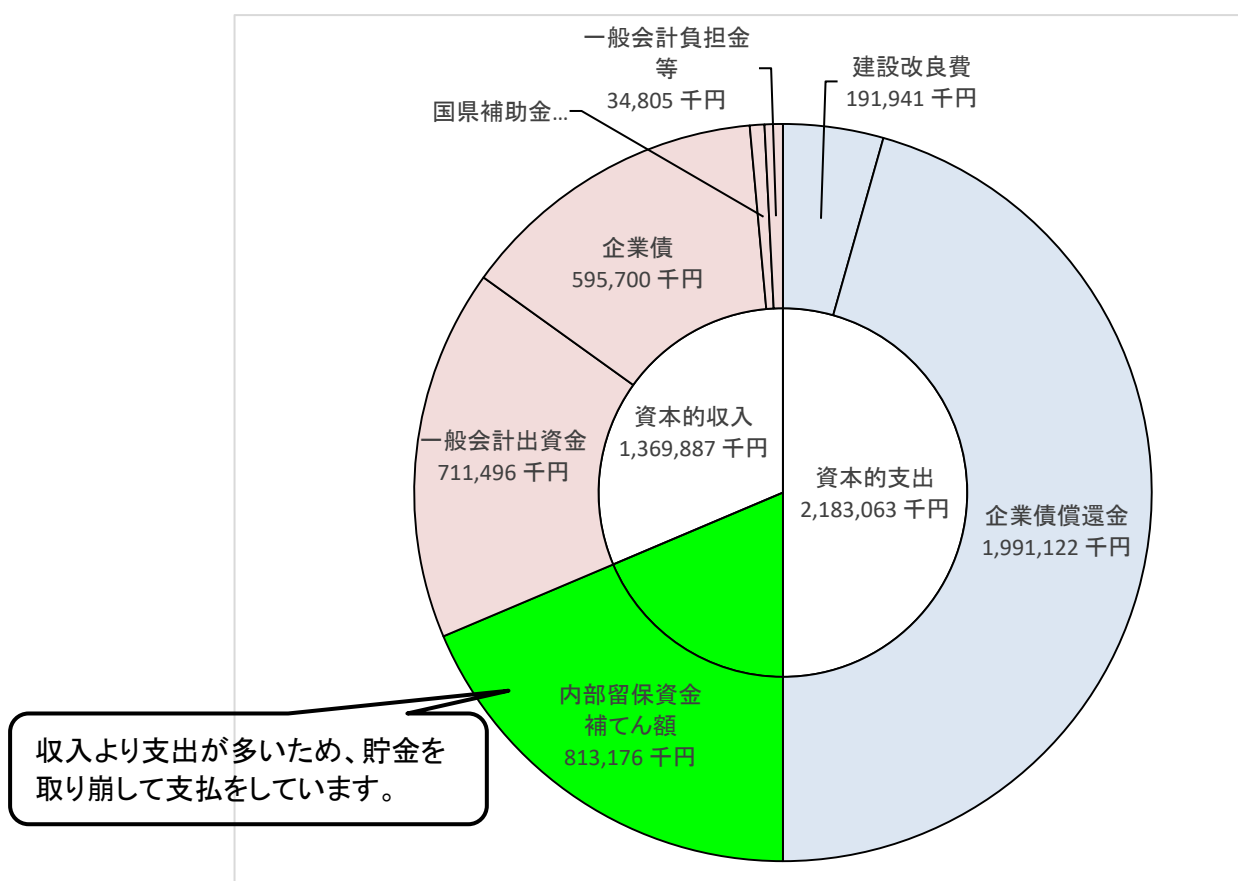
	令和3年度		令和4年度		比較増減	対前年度比
	金額	構成比	金額	構成比		
企業債	665,500	48.3%	595,700	43.5%	△ 69,800	89.5%
一般会計出資金	666,112	48.3%	711,476	51.9%	45,364	106.8%
一般会計負担金等	0	0.0%	34,805	2.5%	34,805	皆増
国県補助金	37,648	2.7%	27,906	2.0%	△ 9,742	74.1%
工事負担金等	9,555	0.7%	0	0.0%	△ 9,555	0.0%
合計	1,378,815	100.0%	1,369,887	100.0%	△ 8,928	99.4%

【資本的支出】

単位:千円(税込)

	令和3年度		令和4年度		比較増減	対前年度比
	金額	構成比	金額	構成比		
建設改良費	248,699	11.3%	191,941	8.8%	△ 56,758	77.2%
企業債償還金	1,948,326	88.7%	1,991,122	91.2%	42,796	102.2%
合計	2,197,025	100.0%	2,183,063	100.0%	△ 13,962	99.4%

内部留保資金補てん額	△ 818,210		△ 813,176			
------------	-----------	--	-----------	--	--	--



	令和3年度		令和4年度		比較増減	対前年度比
	金額	構成比	金額	構成比		
企業債残高	15,634,326		14,257,004			
内部留保資金残高	191,898		156,761			

企業債・・・借金のことです。

内部留保資金・・・積立金に加え減価償却費といった現金支出を伴わない費用などの、会計内部に留保された現金等の資金のことで、建設改良費や企業債償還金等の財源(資本的収支の収支差額の補てん財源)に充てることができることとされています。ここでは主に貯金と考えます。

資料3-2

令和4年度 近江八幡市下水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

1会計期間における経営成績を示すものです。

			(税抜額)
	円	円	円
1. 営業収益			
(1) 下水道使用料	942,032,532		
(2) 農業集落排水使用料	7,541,610		
(3) 他会計負担金	90,909,000		
(4) その他営業収益	<u>1,525,882</u>	1,042,009,024	
2. 営業費用			
(1) 汚水管渠費	63,257,378		
(2) 雨水管渠費	599,123		
(3) 処理場費	18,294,367		
(4) 普及指導費	4,646,019		
(5) 業務費	33,867,928		
(6) 総係費	35,212,498		
(7) 流域下水道管理運営費	308,363,357		
(8) 減価償却費	1,253,003,157		
(9) 資産減耗費	17,583,972		
(10) その他営業費用	<u>1,263,567</u>	1,736,091,366	
営業利益 (△は営業損失)			△ 694,082,342
3. 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	33,116		
(2) 他会計補助金	381,115,000		
(3) 県補助金	819,000		
(4) 長期前受金戻入	552,194,941		
(5) 雑収益	<u>5,266,294</u>	939,428,351	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	203,117,009		
(2) その他営業外費用	<u>10,844,746</u>	213,961,755	725,466,596
経常利益 (△は経常損失)			31,384,254
当年度純利益 (△は純損失)			31,384,254
前年度繰越利益剰余金			<u>1,359,246</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>32,743,500</u>

下水道事業における本業からの収益(下水道使用料など)を営業収益に計上しています。

下水道事業を運営するための費用を計上しています。

滋賀県湖南中部下水道処理施設で污水处理費用を各市町で分割負担する額です。

機械や設備等を更新した場合に、その残存価格を計上します。

これまでの下水道管整備等に要した投資額が多額で、営業収益より営業費用が多いため営業損失となっています。

減価償却の収入版です。国から補助金をもらった額などを分割して計上します。

営業外収益から営業外費用を差し引いた額(A)です。

令和4年度における利益(営業損失とAの差額)です。一般会計からの繰入金があれば赤字です。

どのくらいの財産や権利、義務があるか示す表です。

令和4年度 近江八幡市下水道事業貸借対照表
(令和5年3月31日)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

	円	円	円	円
イ. 土 地		26,140,330		
ロ. 建 物	59,440,416			
減価償却累計額	<u>△ 9,351,860</u>	50,088,556		
ハ. 構 築 物	36,213,534,294			
減価償却累計額	<u>△ 6,474,060,909</u>	29,739,473,385		
ニ. 機 械 及 び 装 置	1,061,961,300			
減価償却累計額	<u>△ 396,042,669</u>	665,918,631		
ホ. 車 両 及 び 運 搬 具	270,989			
減価償却累計額	<u>0</u>	270,989		
ヘ. 工 具 器 具 及 び 備 品	5,934,470			
減価償却累計額	<u>△ 873,930</u>	5,060,540		
ト. 建 設 仮 勘 定		31,312,231		
有形固定資産合計			30,518,264,662	

これまで工事で作った沖島浄化センターなどの建物や市内に埋設された下水道管（構築物）の合計額、減価償却した差引額を記載しています。

減価償却とは工事などの大きな費用全額を支払った年度に計上するのではなく、使う年数に応じて分割して計上する考え方です。

(2) 無形固定資産

イ. 電 話 加 入 権		2,736,000		
ロ. 施 設 利 用 権		1,934,298,468		
ハ. ソ フ ト ウ ェ ア		<u>1,907,273</u>		
無形固定資産合計			1,938,941,741	

主な施設利用権は、市が支払った建設負担金で建設された滋賀県湖南中部下水道処理施設の利用権です。

(3) 投資その他の資産

イ. 出 資 金		<u>550,000</u>		
投資その他の資産合計			<u>550,000</u>	
固定資産合計				32,457,756,403

下水道使用料等の債権を回収できない損失の危険を見積もり、計上します。

2. 流動資産

(1) 現 金 預 金			161,458,191	
(2) 未 収 金		193,091,752		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,738,618</u>		<u>191,353,134</u>	
流動資産合計				<u>352,811,325</u>
資 産 合 計				<u>32,810,567,728</u>

		負債の部			
				資産を作るためにどのような収入等を使用したか示しています。	
3. 固定負債					
(1) 企業債					
イ. 建設改良等の財源に充てるための企業債	12,395,231,689			12,395,231,689	
企業債合計					
(2) 引当金					
イ. 退職給付引当金	13,928,466			13,928,466	
引当金合計					
固定負債合計					12,409,160,155
4. 流動負債					
(1) 企業債					
イ. 建設改良等の財源に充てるための企業債	1,861,772,292			1,861,772,292	
企業債合計					
(2) 未払金				175,721,049	
(3) 引当金					
イ. 賞与等引当金	6,383,334			6,383,334	
引当金合計					
(4) その他流動負債				17,385	
流動負債合計					2,043,894,060
5. 繰延収益					
(1) 長期前受金				17,109,110,119	
収益化累計額				△ 3,188,981,760	
繰延収益合計					13,920,128,359
負債合計					28,373,182,574
		資本の部		事業活動の元手となるもので、その多くは一般会計からの繰入金です。	
6. 資本金					
(1) 固有資本金				544,939,060	
(2) 繰入資本金				3,622,620,000	
(3) 組入資本金				114,326,194	
資本金合計					4,281,885,254
7. 剰余金					
(1) 資本剰余金					
イ. 受贈財産評価額	2,736,000				
ロ. 他会計繰入金	10,020,400				
資本剰余金合計				12,756,400	
(2) 利益剰余金					
イ. 減債積立金	86,000,000				
ロ. 建設改良積立金	24,000,000				
ハ. 当年度未処分利益剰余金					
a. 当年度純利益	31,384,254				
b. 前年度繰越利益剰余金	1,359,246				
当年度未処分利益剰余金合計				32,743,500	
利益剰余金合計				142,743,500	
剰余金合計					155,499,900
資本合計					4,437,385,154
負債資本合計					32,810,567,728

工事等を支払うために借金をしています。

減価償却の収入版です。国から補助金をもらった額などを分割して計上します。

令和4年度における利益です。一般会計からの繰入金があれば赤字です。

令和5年度 近江八幡市下水道事業会計予算概要

本市の下水道事業は、昭和57年（1982年）7月、沖島における特定環境保全公共下水道事業（沖島浄化センター）の供用に始まり、昭和61年（1986年）4月からは公共下水道事業の供用を開始しました。以降、順次供用区域を拡大し、令和4年3月末現在、処理区域内人口68,283人、普及率83.43%（前年度比0.34ポイント増）で、水洗化人口は61,564人、水洗化率90.16%（前年度比0.85ポイント増）となっています。また、平成5年11月に大中西部地区、平成11年4月に佐波江地区において農業集落排水事業の供用を開始しました。下水道事業は水道事業と同様、市民生活を支える必要不可欠なライフラインとしての役割を担うとともに琵琶湖や河川等の公共水域の水質を保全する役割も担っています。

本市においては、下水道事業を平成29年4月、地方公営企業会計に移行しました。経営状況については、従前に投資した施設整備に伴う多額の企業債の償還等により下水道使用料の収益だけでは経営が厳しいことから一般会計からの繰入金に依存している状況が続いています。

令和5年度における下水道使用料は、集中浄化槽区域における公共下水道への接続・切替や新規住宅開発等により増収を見込んでいるものの、いずれは人口減少等により水道事業と同様に減収していくことが予想され、経営環境はより厳しい状況となっていくことが想定されます。

これらのことから将来に亘って安定的に事業継続していくため、令和2年度に策定した経営の基本計画である「下水道事業経営戦略」に基づき、経営の健全化、効率的な事業運営、経営基盤の強化を図ることにより良質な下水道サービスが継続できるよう取り組んでいきます。

下水道施設については、既存施設の予防保全管理への転換期を迎える中、管路や施設等のリスク評価を行い、点検、維持管理、修繕、改築を中長期的な予測により効率的に施設を管理するストックマネジメント事業に取り組んでいます。令和5年度においても、国の防災・安全交付金等を活用しながら、継続して事業に取り組めます。管路に雨水等が大量に侵入する不明水対策としては引き続き管路調査、管路の更生工事を実施していきます。また、滋賀県流域下水道湖南中部処理区においては、汚水処理場の処理施設耐震化事業、汚泥焼却炉更新事業等が本格的に進められることから流域下水道建設事業負担金は大幅な増額となります。

1. 収益的収支予算（予算第3条）

				(税込額)	
令和5年度 当初				令和4年度 当初	対前年度増減率
	下水道事業	(事業別内訳)		下水道事業	
		公共下水道事業	農業集落排水事業		
下水道事業収益	2,076,406 千円	2,039,016 千円	37,390 千円	2,071,799 千円	+ 0.2 %
下水道事業費用	2,058,409 千円	2,021,030 千円	37,379 千円	2,051,797 千円	+ 0.3 %
差 引	17,997 千円	17,986 千円	11 千円	20,002 千円	

尚、公共下水道事業の下水道事業費用（営業外費用）における企業債支払利息177,624千円の財源に充てるため、企業債（資本費平準化債（未利用利子分））14,200千円を借り入れる。

※ 消費税を処理した後の税抜額による損益計算額とは異なります。消費税処理をした後の損益計算における損益収支は均衡する見込みである。

2. 資本的収支予算（予算第4条）

				(税込額)	
令和5年度 当初				令和4年度 当初	対前年度増減率
	下水道事業	(事業別内訳)		下水道事業	
		公共下水道事業	農業集落排水事業		
資本的収入	1,368,220 千円	1,361,178 千円	7,042 千円	1,491,674 千円	△ 8.3 %
資本的支出	2,128,576 千円	2,117,356 千円	11,220 千円	2,268,833 千円	△ 6.2 %
差 引	△ 760,356 千円	△ 756,178 千円	△ 4,178 千円	△ 777,159 千円	

※ 収支不足額は、消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんします。

				(税込額)
〔補てん財源〕 計	下水道事業	(事業別内訳)		
		公共下水道事業	農業集落排水事業	
	760,356 千円	756,178 千円	4,178 千円	
① 当年度消費税資本的収支調整額	20,502 千円	20,502 千円	0 千円	
② 過年度分損益勘定留保資金	485 千円	257 千円	228 千円	
③ 当年度分損益勘定留保資金	735,369 千円	731,419 千円	3,950 千円	
④ 減債積立金	4,000 千円	4,000 千円	0 千円	

● 業務の予定量 ――― 予算第2条

	令和5年度 当初 下水道事業	(事業別内訳)		令和4年度 当初 下水道事業	増 減
		公共下水道事業	農業集落排水事業		
処理区域内面積	15,780 千m ²	15,516 千m ²	264 千m ²	15,690 千m ²	+ 90 千m ²
処理区域内人口	69,040 人	68,442 人	598 人	69,233 人	△ 193 人
処理区域内世帯数	29,033 世帯	28,860 世帯	173 世帯	28,923 世帯	+ 110 世帯
水洗化人口	62,301 人	61,723 人	578 人	62,049 人	+ 252 人
水洗化世帯数	26,325 世帯	26,163 世帯	162 世帯	26,029 世帯	+ 296 世帯
年間総処理水量	7,660 千m ³	7,605 千m ³	55 千m ³	7,534 千m ³	+ 126 千m ³
一日平均処理水量	20,930 m ³	20,780 m ³	150 m ³	20,642 m ³	+ 288 m ³
年間有収水量	6,587 千m ³	6,532 千m ³	55 千m ³	6,572 千m ³	+ 15 千m ³

※ 令和5年度の年間日数は366日です。

● 収益的収支 ――― 予算第3条

(単位：千円 税込額)

款 項 目	令和5年度 当 初	(事業別内訳)		令和4年度 当 初	増 減	予 算 説 明
		公共下水道 事業	農業集落 排水事業			
下水道事業収益	2,076,406	2,039,016	37,390	2,071,799	4,607	
営業収益	1,145,416	1,136,656	8,760	1,138,834	6,582	
下水道使用料	1,048,625	1,040,384	8,241	1,046,319	2,306	住宅開発等下水道接続による増加
他会計負担金	96,433	95,914	519	92,157	4,276	雨水処理及び資本費に係る一般会計負担金
その他営業収益	358	358	0	358	0	下水道使用料督促手数料等
営業外収益	930,990	902,360	28,630	932,965	△ 1,975	
受取利息及び配当金	13	13	0	13	0	資金運用利息
他会計補助金	380,267	364,000	16,267	379,867	400	汚水処理及び資本費に係る一般会計補助金
県補助金	879	299	580	869	10	高度処理施設維持管理費
長期前受金戻入	547,807	536,024	11,783	546,163	1,644	公共の構築物（R4取得）の償却開始等
雑収益	2,024	2,024	0	6,053	△ 4,029	4条長期前受金消費税分収益化（負担金等の減少）
下水道事業費用	2,058,409	2,021,030	37,379	2,051,797	6,612	
営業費用	1,835,741	1,799,597	36,144	1,798,842	36,899	
污水管渠費	74,648	74,645	3	72,622	2,026	污水管渠に係る維持管理費
雨水管渠費	6,409	6,409	0	859	5,550	雨水（都市下水路）に係る維持管理費
処理場費	33,820	18,889	14,931	28,658	5,162	汚水処理場に係る維持管理費
普及指導費	5,014	4,995	19	4,633	381	宅内水洗化指導に係る経費
業務費	43,362	43,169	193	37,275	6,087	料金徴収に係る経費
総係費	41,952	38,015	3,937	38,314	3,638	総務一般管理に係る経費
流域下水道管理運営費負担金	358,475	358,475		352,107	6,368	流域下水道維持管理負担金（総処理水量の増加）
減価償却費	1,264,152	1,247,091	17,061	1,257,936	6,216	公共の構築物（R4取得）の償却開始
資産減耗費	6,214	6,214	0	5,263	951	固定資産除却費
その他営業費用	1,695	1,695	0	1,175	520	貸倒引当必要額の増加
営業外費用	221,668	220,633	1,035	251,955	△ 30,287	
支払利息及び企業債取扱諸費	178,659	177,624	1,035	204,944	△ 26,285	企業債利息
消費税及び地方消費税	41,000	41,000	0	41,000	0	消費税及び地方消費税
その他営業外費用	2,009	2,009	0	6,011	△ 4,002	4条特定収入消費税分費用化（負担金等の減少）
予備費	1,000	800	200	1,000	0	
企業債（3条なお書き）	14,200	14,200	0	18,100	△ 3,900	資本費平準化債（未利用利子）

○ 営業費用の主な内訳

(単位：千円 税込額)

予 算 科 目	令和5年度 当 初	(事業別内訳)		令和4年度 当 初	増 減	増 減 理 由
		公共下水道 事 業	農業集落 排水事業			
污水管渠費	74,648	74,645	3	72,622	2,026	
人 件 費	20,597	20,597	0	23,158	△ 2,561	人事異動に伴う減少
光 熱 水 費	10,007	10,007	0	7,614	2,393	マンホールポンプ電気代の増加
修 繕 費	6,000	6,000	0	5,453	547	
路面復旧費	1,782	1,782	0	1,012	770	
手 数 料	4,657	4,657	0	4,069	588	
委 託 料	28,466	28,466	0	28,048	418	
そ の 他	3,139	3,136	3	3,268	△ 129	
雨水管渠費	6,409	6,409	0	859	5,550	
修 繕 費	300	300	0	300	0	
委 託 料	6,108	6,108	0	500	5,608	都市下水路浚渫委託実施による増加
そ の 他	1	1	0	59	△ 58	
処 理 場 費	33,820	18,889	14,931	28,658	5,162	
動 力 費	4,834	1,768	3,066	4,278	556	
修 繕 費	10,042	6,000	4,042	6,352	3,690	処理場修繕の増加
委 託 料	18,690	11,099	7,591	17,776	914	
そ の 他	254	22	232	252	2	
普及指導費	5,014	4,995	19	4,633	381	
人 件 費	4,963	4,963	0	4,573	390	
そ の 他	51	32	19	60	△ 9	
業 務 費	43,362	43,169	193	37,275	6,087	
委 託 料	43,169	43,169	0	37,057	6,112	下水道使用料徴収事務委託の増加
そ の 他	193	0	193	218	△ 25	
総 係 費	41,952	38,015	3,937	38,314	3,638	
人 件 費	32,599	28,934	3,665	29,590	3,009	人事異動等に伴う増加
退職給付費	3,552	3,337	215	3,346	206	
そ の 他	5,801	5,744	57	5,378	423	

● 資本的収支 ――― 予算第4条

(単位：千円 税込額)

款 項 目	令和5年度 当 初	(事業別内訳)		令和4年度 当 初	増 減	予 算 説 明
		公共下水道 事業	農業集落 排水事業			
資本的収入	1,368,220	1,361,178	7,042	1,491,674	△ 123,454	
企業債	656,300	656,300	0	719,000	△ 62,700	
建設改良事業債	205,500	205,500	0	213,700	△ 8,200	建設改良費の減に伴う減少
準建設改良事業債	450,800	450,800	0	505,300	△ 54,500	資本費平準化債（元金と減価償却差額）、特別措置分
他会計出資金	694,546	687,504	7,042	711,476	△ 16,930	
他会計出資金	694,546	687,504	7,042	711,476	△ 16,930	元金償還に対する一般会計出資金
他会計負担金	0	0	0	34,000	△ 34,000	
他会計負担金	0	0	0	34,000	△ 34,000	市街地内水排除対策に対する一般会計負担金
国庫補助金	12,000	12,000	0	23,000	△ 11,000	
国庫補助金	12,000	12,000	0	23,000	△ 11,000	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金
県補助金	0	0	0	550	△ 550	
県補助金	0	0	0	550	△ 550	污水处理施設整備接続等交付金
工事負担金等	5,374	5,374	0	3,648	1,726	
受益者負担金等	5,373	5,373		3,647	1,726	R5中小森大和団地コミプラ切替
工事負担金	1	1	0	1	0	
資本的支出	2,128,576	2,117,356	11,220	2,268,833	△ 140,257	
建設改良費	266,803	266,803	0	331,096	△ 64,293	
污水管渠整備費	161,979	161,979	0	198,142	△ 36,163	次のページのとおり
雨水管渠整備費	0	0	0	74,000	△ 74,000	
処理場整備費	5,657	5,657	0	7,010	△ 1,353	次のページのとおり
流域下水道建設事業負担金	93,528	93,528		45,622	47,906	処理施設耐震化事業等の本格化による増加
受益者負担金賦課徴収費	2,299	2,299		2,142	157	
固定資産購入費	3,340	3,340	0	4,180	△ 840	R5公用車更新等 R4下水道台帳システム等更新
企業債償還金	1,861,773	1,850,553	11,220	1,937,737	△ 75,964	
企業債償還金	1,861,773	1,850,553	11,220	1,937,737	△ 75,964	

○ 建設改良費の主な事業

	(税込額)	
(1) 不明水対策事業	91,000 千円	
・ 若葉町 2・3 丁目本管更生工事	80,000 千円	
・ 若葉町マンホールポンプ実施設計	11,000 千円	
(2) マンホールポンプ長寿命化対策事業	18,000 千円	
・ マンホールポンプ設備改築更新工事 (その 3)	18,000 千円	(国庫補助事業)
(3) 管路等ストックマネジメント事業 (公共下水道)	12,000 千円	
・ スtockマネジメント点検調査 (その 7)	7,000 千円	(国庫補助事業)
・ スtockマネジメント管路改築・更新工事	5,000 千円	
(4) 管路等ストックマネジメント事業 (沖島下水道)	5,637 千円	
・ マンホール蓋更新工事 (その 2)	4,000 千円	(国庫補助事業)
・ 沖島浄化センターポンプ改築工事	1,637 千円	

● 債務負担行為 ――― 予算第 5 条

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等資金融資斡旋に係る損失補償	令和 5 年度から 令和 1 0 年度まで	3,200 千円

● 企業債 ――― 予算第 6 条

起 債 の 目 的		令和 5 年度 当 初	令和 4 年度 当 初	増 減
建設改良事業債	公共下水道事業債	109,000 千円	165,900 千円	△ 56,900 千円
	特定環境保全公共下水道事業債	2,800 千円	1,900 千円	900 千円
	流域下水道事業債	92,100 千円	44,200 千円	47,900 千円
	辺地対策事業債	1,600 千円	1,700 千円	△ 100 千円
計		205,500 千円	213,700 千円	△ 8,200 千円
準建設改良事業債	資本費平準化債（元金と減価償却差額）	394,200 千円	441,200 千円	△ 47,000 千円
	公共下水道事業債（特別措置分）	56,600 千円	64,100 千円	△ 7,500 千円
計		450,800 千円	505,300 千円	△ 54,500 千円
3 条なお書き	資本費平準化債（未利用利子分）	14,200 千円	18,100 千円	△ 3,900 千円
合 計		670,500 千円	737,100 千円	△ 66,600 千円

令和 4 年度 末残高予定	:	14,389,904 千円
令和 5 年度 発行額（借入）	:	670,500 千円
令和 5 年度 元金償還	:	1,861,773 千円
令和 5 年度 末残高予定	:	13,198,631 千円

● 一時借入金 ――― 予算第 7 条

一時借入金の限度額として、500,000千円と定めた。

● 予定支出の各項の経費の予算流用 ――― 予算第 8 条

営業費用と営業外費用との間

● 予算流用禁止項目 ――― 予算第 9 条

職員給与費 84,822 千円 (令和 4 年度 職員給与費 83,323 千円)

● 他会計からの補助金 ――― 予算第 10 条

営業助成のため、一般会計からこの会計への補助を受ける金額

	令和 5 年度	令和 4 年度
公共下水道事業	43,515 千円	46,919 千円
農業集落排水事業	9,848 千円	5,625 千円
計	53,363 千円	52,544 千円

※ 一般会計繰入金で補助金として受ける金額のうち、経費負担の原則以外に受ける補助金（地方公営企業法第17条の3）

（参 考）一般会計繰入金総額

事業種別等			令和5年度 当初	令和4年度 当初	増 減
公共下水道事業	3条収益	負担金	95,914 千円	91,638 千円	4,276 千円
		補助金	364,000 千円	366,000 千円	△ 2,000 千円
	4条収入	出資金	687,504 千円	703,780 千円	△ 16,276 千円
		負担金	0 千円	34,000 千円	△ 34,000 千円
	計		1,147,418 千円	1,195,418 千円	△ 48,000 千円
農業集落排水事業	3条収益	負担金	519 千円	519 千円	0 千円
		補助金	16,267 千円	13,867 千円	2,400 千円
	4条収入	出資金	7,042 千円	7,696 千円	△ 654 千円
	計		23,828 千円	22,082 千円	1,746 千円
合 計			1,171,246 千円	1,217,500 千円	△ 46,254 千円

補 て ん 財 源 残 高 増 減 表

(単位：千円)

	減 債 積 立 金	建設改良積立金	損益勘定留保資金	未処分利益剰余金	計
令和3年度 期末	87,000	19,000	10,539	75,359	191,898
積立額 増加要因	69,000	5,000	735,136	557	
取崩額 減少要因	73,000	0	745,190	74,000	
令和4年度 末 見込	83,000	24,000	485	1,916	109,401
積立額 増加要因	0	0	736,759	557	
取崩額 減少要因	4,000	0	735,854	0	
令和5年度 末 見込	79,000	24,000	1,390	2,473	106,863

※ 令和4年度は既決予算ベース、令和5年度は当初予算(案)ベースとしている。

【 近江八幡市下水道事業経営戦略の概要 】

1. 経営戦略策定の目的

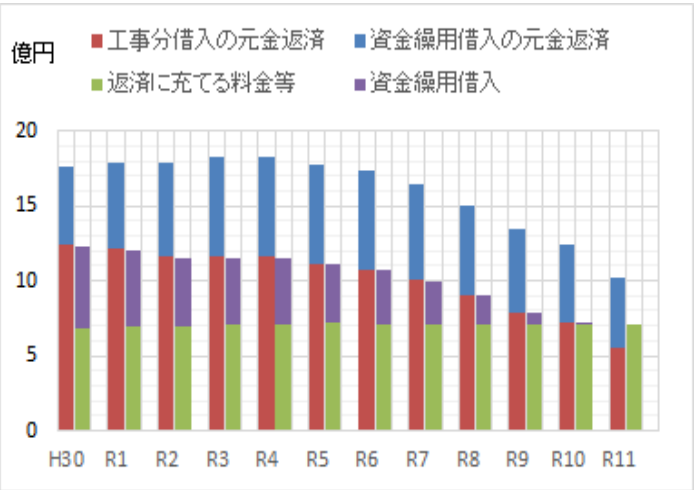
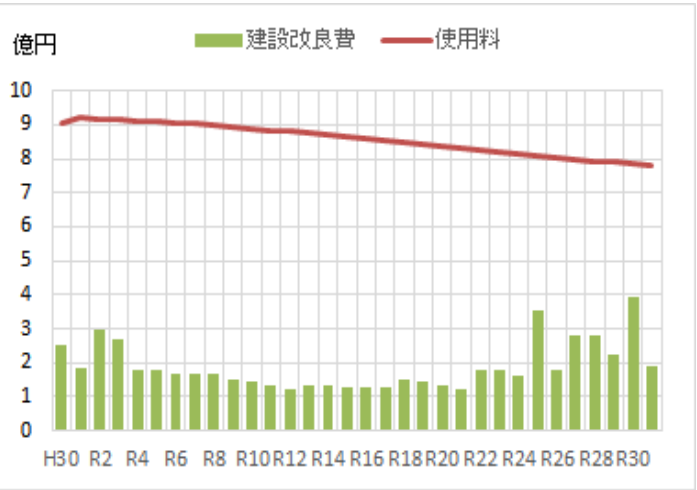
公営企業では、人口減少等に伴う料金収入の減少や保有する施設の老朽化に伴う大量更新期の到来により経営環境は厳しさを増しているが、その中でも将来に亘って安定的に経営を行うために総務省は各事業体に「経営戦略」の策定を要請している。当市下水道事業においても同様の問題を抱えており、効率的で持続的な経営を行うために10年間の経営戦略を策定する。

2. 当市下水道事業の課題

将来の課題は人口減少に伴う料金収入の減少と施設の更新費用の増大である。料金収入の減少に対しては必要な収入を確保するために、水洗化率を更に向上させる必要がある。そのために個別訪問、ビラ配布、ZTV及びホームページの活用による下水道接続の啓発に取り組む。また、施設の大半を占める管路の実耐用年数については75年程度を見込めるため、今後30年程はそれ以外の機械設備の更新が中心となる。そのため、施設の更新費用の増大に対しては管路の更新が本格化するまでに資金を準備する必要がある。

現状の課題は資金繰り用の借入（準建設改良費の企業債）の返済資金の不足である。工事分の借入（建設改良費の企業債）の返済資金については返済に充てるための料金等（減価償却費）と資金繰り用の借入がある。しかし、その資金繰り用の借入の返済資金が不足するため、繰入金で賄っている。そのため経費や工事費等の削減に努め、資金繰り用の借入を抑え、今後の繰入金を減らす必要がある。

上記により、今後10年程度は資金繰り用の借入残高の削減に努めることが最も重要である。



3. 投資・財政計画

前記を踏まえ、将来的なリスクを考慮して策定した投資・財政計画について、主な点を以下に示す。

- 1) 実償還額(*1)については平成10年前後に集中的に面的整備を行った際に借り入れた企業債の償還が進んだ結果、令和3年をピークに減少に転じる見込みである。

(*1)企業債の元利償還額からその返済に充当される新規借入額を控除した実際の返済額

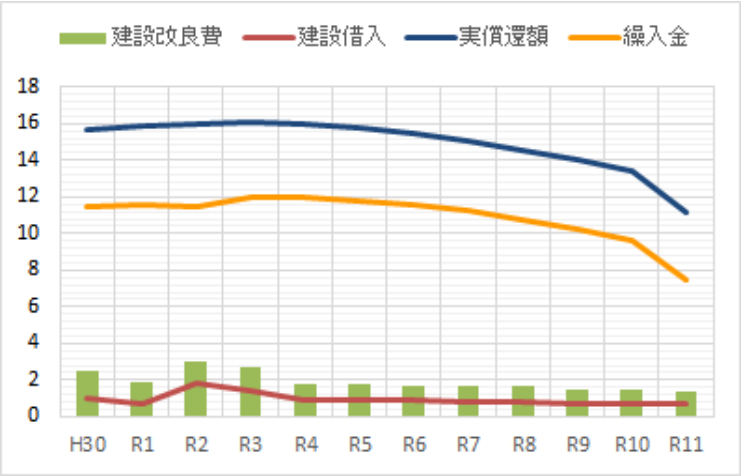
建設改良費については面的整備がほぼ完了し、現在はマンホールポンプ等の老朽化した施設の更新と市内約360kmに及ぶ管路について将来の更新に向けてその状態を把握するための調査に取り組み、効率的な施設の維持管理に努めていく。

繰入金については実償還額が多額になることから、使用料で不足する分については繰入金で賄う必要がある。そのため概ね実償還額の推移に連動し、今後は減少していく見込みである。

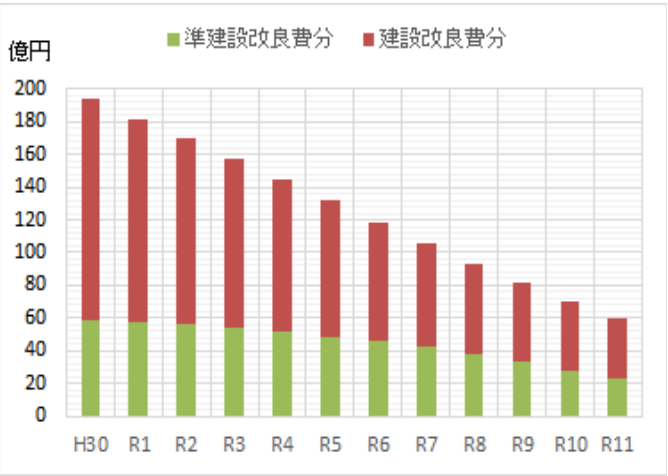
- 2) 企業債の残高については、新たな面的整備を行っていないため、工事に係る新規借入をほとんど行わずに返済をしている状況のため右肩下がりである。令和11年には約60億円まで減少する見込みである。

なお、目標に定める「準建設改良費企業債残高」はこのグラフの「準建設改良費分」のことである。

- 1) 実償還額、繰入金、建設改良費及びその借入



- 2) 企業債の残高



4. 経営の基本方針

持続可能な経営を確立するため、以下の3点を基本方針とする。

持続的な財政運営



水洗化の促進



計画的な施設管理

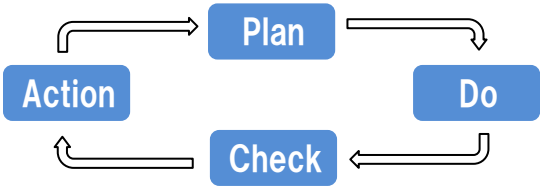
5. 基本方針に基づく目標

指標		達成時	目標値	R1実績	備考
財政	経常収支比率	毎年	100%以上	101.4%	毎年黒字を確保
	内部留保資金	毎年	1億円以上	1.7億円	安定した財政運営に要する額
	準建設改良費企業債残高	R11	25億円以下	58億円	資金繰り用の借入。資金不足の主要因
施設	水洗化率	R11	93.7%	88.8%	県内平均値を目標
	マンホールポンプ更新数	毎年	4箇所	0箇所	ストックマネジメントに基づく更新
	点検・調査の管路延長	毎年	5.0km	3.1km	ストックマネジメントに基づく調査

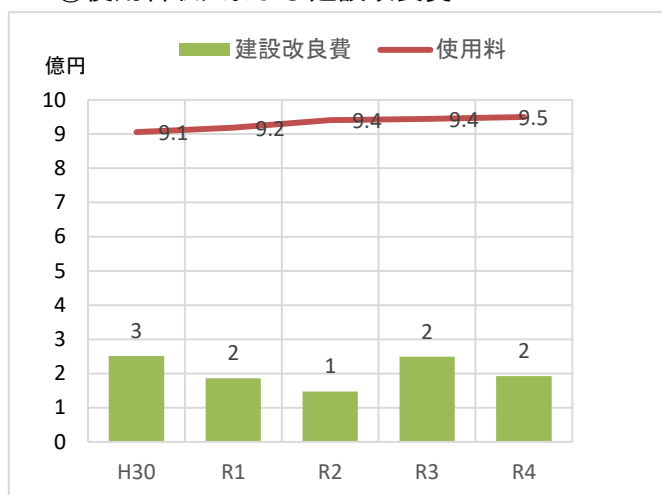
- 1) 「経常収支比率」：事業全体の経常的な収益と費用の比率を表したものの。100%以上であると経常収支が黒字であることを示している。
- 2) 「内部留保資金」：下水道事業が保有している資金。全体的に見て資金収支のバランスが取れていても、収入より支出が先行する状況に対応するため一定確保する必要がある。
- 3) 「準建設改良費企業債残高」：資金繰り用の借入残高。工事費の回収は耐用年数を考慮し概ね50年で算定しているが、そのための借入の返済期間は30年であるので、国は資金繰りのため不足分の借入を認めている。しかし、現在この借入の返済のための資金が不足しているため、経費削減に取り組み借入の抑制に努める。
- 4) 「水洗化率」：下水道の整備済区域の中で、実際に下水道に接続している割合。下水道への接続は料金収入の増加による経営の安定化や、適切な汚水処理による環境保全につながるため、積極的に取り組む。
- 5) 「マンホールポンプ更新数」：下水道は配管に勾配を付けて汚水を処理場まで自然に流しているが、長距離になると地下深くなるため一旦ポンプで汲み上げて改めて流す必要がある。市内に約80箇所設置している。
- 6) 「点検・調査の管路延長」：総延長約360kmの内、重要施設に接続された管路や緊急輸送道路に布設された管路等を重要管路と定め、定期的に点検・調査を行う。市内に約70km布設されている。

6. 事後検証

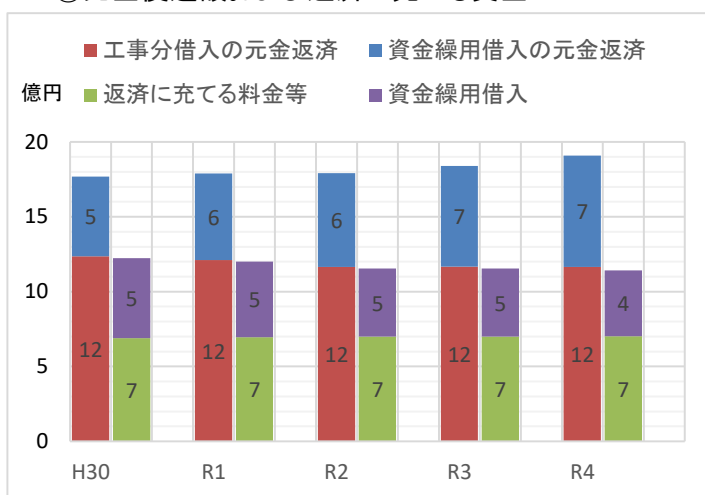
各年度の水洗化率や財政状況の決算値が出れば、計画値との比較や分析を行い、適切に計画の修正・更新を行うことでPDCAサイクルを回して取り組みの精度向上を図っていく。



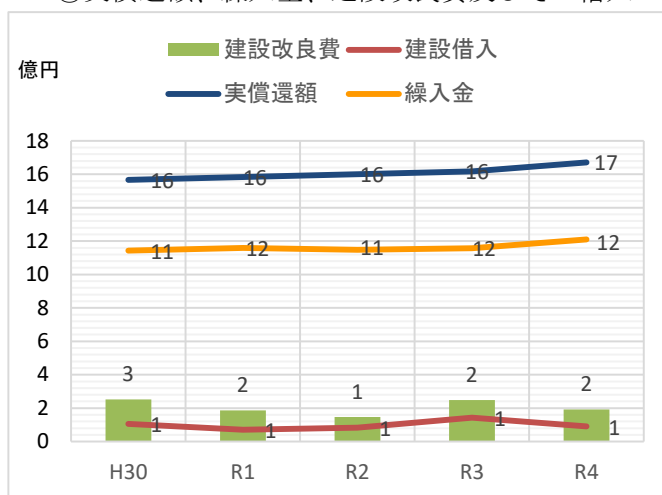
①使用料収入および建設改良費



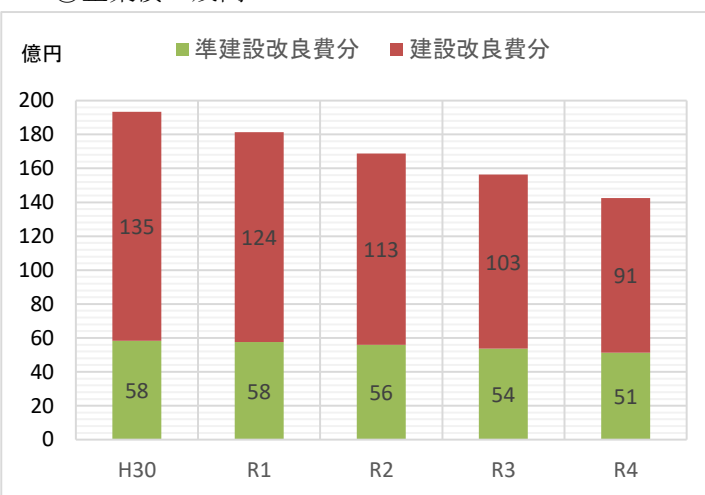
②元金償還額および返済に充てる資金



③実償還額、繰入金、建設改良費及びその借入



④企業債の残高



【経営戦略目標に対する実績】

指標		達成時	目標値	R4実績	備考
財政	経常収支比率	毎年	100%以上	101.6%	毎年黒字を確保
	内部留保資金	毎年	1億円以上	1.6億円	安定した財政運営に要する額
	準建設改良費企業債残高	R11	25億円以下	51億円	資金繰り用の借入。資金不足の主要因
施設	水洗化率	R11	93.7%	90.3%	県内平均値を目標
	マンホールポンプ更新数	毎年	4箇所	12箇所	ストックマネジメントに基づく更新
	点検・調査の管路延長	毎年	5.0km	2.7km	ストックマネジメントに基づく調査